# 製品及び部品・材料における 化学物質の取扱いに関する管理基準書

(お取引先向け)

第9版

# 目 次

		•	<b>ページ</b>
1	. 目 的		2
2	2. 適用範囲		2
3	3. 用語の定義		2
4	. 含有化学物質管理基準		2
	4.1 管理対象物質		2
	4.2 材料、部品、半製品、ユニット品、及び完成品の含有化学物質の特定	·	3
	4.3 含有する化学物質の分母と分子の定義		4
	4.4 優先適用基準		5
5	5. 管理基準の運用		5
	5.1 環境管理化学物質の含有調査		5
	5.2 禁止物質の不含有保証		5
	5.3 環境サプライヤー		5
6	. 適用除外		5
	6.1 法規制で適用除外が認められたもの		6
7	. 管理対象物質の測定方法		6
8	。 変更来歴		6

#### 1. 目 的

本基準書は、日立マクセル(株)およびグループ企業(以下マクセルとする)が、生産及び販売する製品等に含まれる化学物質を禁止、削減あるいは適正管理することにより、地球環境における負荷を低減し、持続可能な社会を実現していくことを目的とします。

#### 2. 適用範囲

本基準は、取引先様より購入する製品、部品、材料、包装材ならびに副資材について適用します。但し、研究開発のためのモノは除きます。

#### 3. 用語の定義

- (1) 含有化学物質:製品及び部品・材料(包装材を含む)に使用されている化学物質です。
- (2) 含有: 意図したか否かに関わらず、通常の材料として技術的に精製可能な範囲を超えて特定 の化学物質が製品、部品或いは材料に含まれる場合を「含有」といいます。本基準書では、 管理基準値を超えて含まれていることをいいます。
- (3) 不含有:製品及び部品・材料等のどの部位を測定しても管理基準値を超える管理対象物質を含有しないことをいいます。
- (4) 不純物: 天然素材或いは工業的に加工された材料中に含まれ、通常の材料として生成過程で 技術的に除去できない物質です。ただし、意図して添加した場合は「不純物」としません。
- (5) 意図的添加: 意図して添加した場合は、わずか(1ppm)でも含有として扱います。購入製品等の品質や特性を一定のレベルに保つために、購入製品等の原材料や、製造等の工程において、特定の化学物質を添加すること。
- (6) 外殻部:製品又は部品の通常は大気に接する部分であり、溶出試験などで化学物質が検出される表面部分をいいます。
- (7)管理基準値:マクセルが本基準書により設定した基準値であって、製品などを構成する部品 又は材料に含まれる管理化学物質の含有濃度の上限値をいいます。
- (8) 包装材:製品及び部品・材料を保護する目的で使用する外装フィルム、内装箱、緩衝材、ダンボール等をいいます。個別包装材を含みます。
- (9) 副資材:製品に付属して販売されるラベル、取扱い説明書類等をいいます。

#### 4. 製品含有化学物質管理基準

#### 4. 1管理対象物質

区分	管理対象物質	主な法規制
レベル 1	納入品に含有していることを禁止する化学物質。国内外の法規	別表 2 に記載。
使用禁止	制で、製品(包装材を含む)への使用が原則的に禁止または制限さ	付表1を参照
物質群*1	れている物質で、マクセルへの納入品に使用される可能性があ	
	る化学物質。法規制で適用除外されている場合は法を遵守する。	
	ただし、顧客要求が法規制より厳しい場合は、顧客要求を遵守	
	する。「レベル 1 物質群リスト」(別表 3.1)による。	
レベル 2	意図的な使用を制限するものではないが、国内外の法規制他で、	別表 2 に記載。
管理物質	使用実態を把握し、適切な管理を要求されている物質およびリ	付表 2 を参照
群	サイクルや適正処理を配慮すべき管理物質。	
*2	「レベル 2 物質群リスト」(別表 3.2)による。	
レベル 3	マクセル製品に関係する顧客要求等による禁止・管理物質。	別表 2,記載。
*3		

#### \*1 レベル1(使用禁止物質)

- ① 意図的添加禁止と数値で設定された基準値があります。
- ②数値で設定された基準値は、均質材料中に設定した基準値以上含まれると含有とみなし、使用禁止となります。
- ③均質材料とは、機械的にそれ以上分割できない部品を構成する最小単位です。
- ④法律などにより規制値が定められているもの及び顧客が要求するものについては、その規制 値を優先します。

#### \*2 レベル2(管理物質)

- ① 法律などにより規制値が定められているもの及び顧客が要求するものについては、その規制値を優先します。
- \*3 レベル3 (顧客要求による使用禁止物質及び管理物質)
  - ① 各事業本部にて個別に管理する。
- 4. 2材料、部品、半製品、ユニット品及び完成品の含有化学物質の特定
  - (1) 材料、部品、半製品、ユニット品及び完成品の含有化学物質の調査
    - ①調査対象管理化学物質

開発を担当する部門は、レベル 1、レベル 2 の化学物質に関し、対象の材料、部品、半製品、ユニット品及び完成品について、図番・名称等を供給元に提示し、含有化学物質情報を入手します。ただし、事業部門の長は、技術的知見から法の遵守、調査の合理性を判断し、調査の減免をすることができます。

#### ②調査の単位

レベル 1 およびレベル 2 ともに RoHS で規制する場合は均質材料、RoHS 以外で規制する場合は納入製品単位または納入製品を任意の階層に分割した各階層単位で実施します。

#### ③調査数値の単位

調査数値の単位は、レベル 1 に関しては、当該物質が含有している場合には、含有部位を明確にし、含有部位ごとの a)分母の質量および分子の質量、または b)分母の質量および濃度とします。レベル 2 に関しては、当該物質が含有している場合には、c)材料、部品、半製品、ユニット品及び完成品の購入単位中に含有する当該物質の質量または d)材料、部品、半製品、ユニット品及び完成品を任意の階層に分割した各階層単位の当該物質の質量とします。

#### ④調査数値の区分\*1

調査数値の区分は、レベル 1 に関しては最大値(理論値または実測値)を、レベル 2 に関しては平均値(理論値または実測値)または最大値(理論値または実測値)を回答します。

\*1: レベル1、レベル2、を最大値で記入した場合は、それ以外の物質を含めた合計が 100% となるようにして下さい。

#### ⑤調査数値の管理規準値

#### a)意図的添加

管理対象化学物質(レベル 1、レベル 2、)を意図的に添加した場合には、その数値の如何にかかわらず、4. 2項(1)号③の数値を調査入手します。

#### b)非意図的添加

不純物または製造プロセス中に副産物として生成し残存する化学物質のように非意図的添加の管理対象化学物質(レベル 1、レベル 2、)の場合は、下記取扱いとします。

#### ア)レベル1

含有する可能性の有無を確認し、含有する可能性がある場合には、4.2項(1)号3の数値を調査入手します。

## イ)レベル2

存在が確認されその数値を把握できている場合は、その数値の如何にかかわらず 4.2 項(1) 号3 の数値を調査入手します。

上記②~⑤を纏めると下表の通りです。

	調査の単位	調査数値の	調査数値の管理規準値	
		単位・区分	意図的添加	非意図的添加
レベル 1	RoHS:均質材料	単位:含有部位ごとの	数値の如何に	含有する可能性
使用禁止	単位	a)分母の質量および分	かかわらず調	がある場合に調
物質群	RoHS 以外:納入	子の質量、または b)分	查入手	查入手
	製品単位または	母の質量および濃度		
	納入製品を任意	区分:最大値(理論値ま		
	の階層に分割し	たは実測値)		
レベル 2	た各階層単位	単位:購入単位中に含	数値の如何に	存在が確認され
管理物質		有する当該物質の質量	かかわらず調	その数値を把握
群		または任意の階層に分	查入手	できている場合
		割した各階層単位の当		に調査入手
		該物質の質量		
		区分:平均値(理論値ま		
		たは実測値)または最		
		大値(理論値または実		
		測值)		

## 4. 3含有する化学物質質量の分母と分子の定義

(1) 含有する化学物質質量の分母と分子の定義:レベル1に適用

①化学物質質量測定の分母は均質材料(同一素材)の質量とし、複合材料等は下記に準拠します。

	複合材料	分母の定義
1	化合物、アロイ、合金など	均質材料とする。
2	塗料、接着剤、インク、ペースト	それぞれの想定される使用方法によって最終的
	等の原材料	に形成されるものを均質材料とする。(例:塗料、
		接着剤においては乾燥硬化後の状態。)
3	塗装、印刷、めっきなどの単層ま	各々の単一層を均質材料とする。(亜鉛めっきク
	たは多層部材	ロメート処理の場合は、亜鉛めっき層とクロメー
		ト処理層のそれぞれを均質材料とする。)

# ②化学物質質量測定の分子質量定義。

	化学物質	分子の定義	
1	金属および金属化合物	金属元素の質量	
2	金属および金属化合物以外	その化学物質の質量	

#### 4. 4優先適用基準

複数の法規制がある場合は、環境負荷が小さくなる方向の法規制を適用します。ただし、該当する製品等に関して、優先するとした法規制がある場合はそれを適用します。

例えば、電池に含まれる重金属の規制値及び玩具に使用される可能性のある製品の外殻部に関する管理基準値は、それぞれの電池規制(2006/66/EC)及び欧州玩具安全性に関する規格(EN71-3)に基づきます。

#### 5. 管理基準の運用

本基準書は、2015 年 10 月 1 日から実施します。なお、移行期間として 2015 年 9 月 30 日までは、 従来(管理規準書第 8 版)の管理基準でも運用可とします。

5. 1環境管理化学物質の含有調査

本基準書に基づき、化学物質を適正管理したマクセル製品を提供していくため、社内の使用管理を徹底すると共に、購入する部品・材料に含有する化学物質の含有調査を、取引先様に依頼して行います。取引先様に対しては、マクセルに納入される製品及び部品・材料に、基準を超える管理対象物質が含有されていないか、部品(場合によっては構成単位)ごとに調査して頂きます。データの提供は書面もしくはデータの送付にて対応願います。

#### 5. 2禁止物質の不含有保証

マクセルは、製品等に禁止物質を含有していないことを確実にするため、取引先様に購入材料等に禁止物質の含有がないことを保証して頂く不含有保証書の提出を求めます。

なお、禁止物質以外であっても不含有保証書の提出を求める場合があります。

# 5. 3環境サプライヤー

環境に対する取組みがなされ、下記の①および②を満足する取引先様を「環境サプライヤー」と 認定します。今後、製品及び部品・材料の調達は「環境サプライヤー」の認定が必要となります。

- ① マクセルで規定した環境サプライヤー審査に合格していること。
  - ただし、IS014001 またはそれに準じる第三者環境認証制度の認定を受けている場合は、環境 サプライヤー審査に合格したものとみなします。
- ② 「納入資材の含有化学物質に関する覚書」を締結していること。

#### 6. 適用除外

地球環境、人の健康或いは生態系に与える影響が非常に大きい化学物質は、即時禁止すべきでありますが、次の①又は②の条件を満たすものは、適用除外の対象とすることができます。

- ① 法規制で適用除外が認められている製品及び部品・材料
- ② 調査単位の含有量が管理基準値以下のもの
- ③ 包装用途を除くポリ塩化ビニル(PVC)を使用した製品及び部品・材料
- 6. 1 法規制で適用除外が認められているもの
  - (1) 下記に示す電池材料は、EU 電池指令(2006/66/EC)に基づき除外の対象とすることができ

ます。

- ① 電池中の 0.0005wt%以下の水銀(但し、ボタン電池は 2wt%以下の水銀)
- ② 電池中の 0.002wt%以下のカドミウム
- ③ 電池中の鉛が 0.004wt%を超える場合は、2009 年 9 月 26 日までに化学記号 "Pb"を表示する。
- (2) 下記に示す部品及び材料は、RoHS 指令(2002/95/EC)に基づき除外の対象とすることができます。
  - ① 電子部品のガラスの中に含まれる鉛
  - ② 合金成分として、鋼材中の 0.35wt%までの鉛、アルミ材中の 0.4wt%までの鉛、および 鋼材中の 4wt%までの鉛
  - ③ 高融点ハンダの中の鉛(鉛を85%以上含む錫/鉛ハンダ合金)
  - ④ 電子セラミック部品中の鉛 (例:ピエゾ圧電素子)
  - ⑤ 光学およびフィルター用ガラス中の鉛およびカドミウム

その他、RoHS 指令で適用除外が認められたもの。

#### 7. 管理対象物質の測定方法

別表1に示した分析方法を用いるか、日立グループの「RoHS 指令対応カドミウム・鉛・水銀・ 六価クロム・臭素系難燃剤(PBB・PBDE)の分析ガイドライン」

(http://www.hitachi.co.jp/environment/library/pdf/RoHS.pdf)に準拠した測定方法、または同等以上の精度の測定方法により測定します。

分析結果は試料の調製方法や分析方法により異なる場合がありますので、専門の分析機関と相談の上、分析方法を選択下さい。

#### 8. 変更来歴

第8版から第9版への改正点を下記します。

- ・5. 1環境管理化学物質の含有調査にて A Gree' Net の登録入力を削除
- ・別表 3.1 マクセルで使用を禁止する物質 (レベル1) に HBCD または HBCDD を追加
- ・別表 3.2 使用実態を把握し、管理を要求される物質(レベル 2)に下記を追加 DEHP、BBP、DBP、DIBP、PAHs、PFOA、BNST
- ・別表 3.1 と 3.2 に上記物質追加に伴い、別表 2 管理対象物質群と適用法規制に上記物質を反映。

# 「製品及び部品・材料における

化学物質の取扱いに関する管理基準書 」

初版 2004年 1月発行

第 2 版 2004 年 7 月発行

第 3 版 2004 年 12 月発行

第4版 2005年11月発行

第5版 2006年7月発行

第6版 2007年7月発行

第7版 2008年7月発行

第8版 2013年9月発行

第 9 版 2015 年 10 月発行

発行 日立マクセル株式会社

# お問い合せ先:

日立マクセル(株) 業務管理本部 施設・環境部

 ${\rm TEL}: 075\text{-}956\text{-}4141$